

公益社団法人岐阜県栄養士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人岐阜県栄養士会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健、医療、福祉、教育及び食産業等の分野において、職業倫理と高度な専門性をもって、科学的根拠に基づく食と栄養の指導や支援をとおして県民の健康増進、疾病の予防及び生活の質の向上に寄与することにより、社会的責務を果たすことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の健康の増進及び疾病の予防に資する事業
- (2) 栄養改善における学術及び技術の振興に資する事業
- (3) 各世代と障がい者の特性に応じた栄養改善に資する事業
- (4) 健康並びに食育に関する調査及び啓発普及に資する事業
- (5) 栄養改善、健康づくりに関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (6) 管理栄養士、栄養士の資質の向上を図る研究会及び研修会に関する事業
- (7) 管理栄養士・栄養士の職業紹介に資する事業
- (8) その他本会の公益目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別と資格)

第5条 本会は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条の規定の管理栄養士、栄養士の免許を有し、本会の目的に賛同した者
- (2) 名誉会員 本会に対し特別の功労があった者で、理事会の推薦により総会の承認を受けた者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体であって、理事会の承認を受けた者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会で決定された別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会で決定された別に定める額を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会が定めるところにより、退会届を提出し任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、会長は当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 賛助会員である団体が解散したとき。
- (4) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。

(資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法の社員総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 必要がある場合には、臨時総会を開催することができる。

(権限)

第13条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた次の各号について決議をする。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 事業計画及び予算の報告
- (7) 会費及び入会金の額
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、第14条第2号により招集された総会は、同号の書面に記載した目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(臨時総会の開催)

第14条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の10分の1以上から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前項の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(総会の招集)

第15条 総会は、前条第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による招集があったときは、すみやかに総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わる権利を有しない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上が出席し、正会員総数の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散の決議
- (6) その他法令で定められた事項

(代理人及び書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人とし議決権の行使を委任することができる。

2 代理人により議決権を行使する場合は、総会の日時の直前までに、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。

3 書面により議決権を行使する場合は、総会の前日の業務時間の終了までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。

4 前項第2項及び第3項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 発言者の意見又は発言内容の概要
- (4) 出席した理事、監事の氏名
- (5) 議長及び議事録署名人の氏名
- (6) その他法令で定められた事項

3 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とし、2名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長・常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
この場合において、理事会は、総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 前項の会長が欠けた場合において、理事会において定める分担に従って、副会長がその職務を代行する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この定款及び理事会において定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び副会長・常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉会長)

第28条 本会に、名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により、総会において承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じる。
- 4 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問)

第29条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることができない。
- 4 顧問の任期は役員のそれに準ずる。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、一般社団・財団法人法に関する法律上に規定する事項及び定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長・常務理事の選定及び解職
 - (4) 議決事項
- 2 前項第3号の会長及び副会長の選定については、総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集する者は、開催日の1週間前までに、理事及び監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 発言者の意見又は発言内容の概要

- (4) 出席した理事、監事の氏名
 - (5) 議事及び議事録署名人の氏名
 - (6) その他法令で定められた事項
- 2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 支部及び職域事業部

(支部及び職域事業部)

第36条 本会に総会の決議を経て、岐阜県内に支部及び職域事業部をおくことができる。

- 2 支部及び職域事業部に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を受けて、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 本会の目的である事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた種類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の種類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類及び定款のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、会員名簿を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第47条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

第12章 雑則

(委任)

第48条 この定款の施行についての細則等は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、次の者とする。
会長である代表理事 堀 富士夫
副会長である代表理事 高木 瞳
副会長である代表理事 高井 美帆子
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の一部改訂は平成28年5月28日から施行する。
- 5 この定款の一部改定は平成29年6月10日から施行する。

